弁護士日記

# "国民の為の司法"最高裁はあやまちを認めるべし

美和　勇夫

最高裁は一つしかないのであるから、なんでもかんでも上告された事件を受理していたのではパンクしてしまう。

そこで民事訴訟法三一八条が改正されて、「法律の解釈に関する重要な事項を含むと認められた事件についてのみ」上告を受理するという制度を新設して、制限することとなった。

それでは、「法律の解釈に関する重要な事項を含むもの」とは何かというと、法律を作った「法務省の解説版」をひもといてみると、

①最高裁の判例がまだない場合に判断を示すべき場合

②最高裁の以前の判例を変更する場合

③高裁の誤った法律解釈を確定させることが適当ではない場合

とされている。

◇　◇　◇

私の火災保険金上告事件は、①と③の場合に該当している。

A「放火くさいことを証明できて初めて保険会社は支払いをしなくてすむのか」

B「放火くさくないことを請求者が証明しないと保険金はおりないのか」

商法の諸規定を読んでもどちらとも解釈できて、最高裁の判例がなく、各地の地裁、高裁で解釈判断が分かれていた。

このような状況下にあって名高裁は、

B「焼け出された者が自らどこから見ても放火くさくない事件であることを証明できない以上、火災保険金はゼロでよい」

という判決を出した。

◇　◇　◇

ではなぜ最高裁が、私の上告を受理しなかったかというと、その当時、最高裁の担当調査官はB「名高裁の請求者証明責任解釈が正しい」と考えていたからである。

その根拠は、名高裁も当時の最高裁も「突発事故死亡による生命保険金の上乗せ支払金証明」に関する平成一三年の最高裁判決論理をまちがえて解釈していたからである。

だから私の上告事件は、①の場合にも③の場合にも当てはまらないと考え、「不受理落着」にしてしまった。

これに対して、私を支援する元裁判官の寺本弁護士が「判例時報」という当代一流法律雑誌に「最高裁の誤り論文」を発表して注目されたあと、大阪高裁から事件が上告された。

◇　◇　◇

大阪高裁は、名古屋高裁と「反対の証明論理A」で、保険会社側に支払い責任を認めたので、保険金会社が不服上告したのである。

この大阪高裁は、「証明責任は保険会社にある」と正しいことを述べているのだから③に当てはまらないのに、最高裁はわざわざこの上告を受理して証明責任について、私の主張と同じA論理を示したのである。

最高裁はいったん誤った判断Bで不受理としたが、同種の火災保険事件が次々と上告されてくるので、いつまでも誤りを放置しておくわけにはいかなくなったのである。

◇　◇　◇

私の事件での不受理のまちがいは明らかである。

しかるに岐阜地裁は「最高裁は事件を受理するもしないも自由という裁量権を持ち、総合判断の結果、不受理としたから「適法である」というまやかし判決を下した。

◇　◇　◇

「違うけど、社長が言うから、そうですね」というサラリーマン川柳がある。

サラリーマンは、社長に支配されるが、「裁判官は、身分保証がされ何ものからも独立しており、憲法と法律、良心のみに従う」と日本国憲法に書かれている。

最高裁長官が社長で、ヒラ裁判官は社員であるという構造ではない。

最高裁は五億円もの宣伝費を使って「国民の為の司法、裁判員制度の理解を！」という前に、己のあやまちを素直に認めるべきである。